

■令和7年度 新発田市 新規事業■



市内中小企業等 省エネルギー診断補助金のご案内

脱炭素経営を支援するため、省エネルギー診断を実施した中小企業等に対して、補助金を交付します。

補助対象事業

次のいずれかの**省エネルギー診断を令和7年度に受診し、完了したもの**が対象となります。

診断の名称	実施団体	診断の概要	備考
① 省エネ最適化診断 包括的な診断を希望する場合	一般財団法人 省エネルギーセンター	- 約1日の診断で工場・ビル等の全体のエネルギーの無駄を確認 - さらに希望すれば「ステップアップ診断」でデータに基づく詳細な診断を受けられる	
② ステップアップ診断 診断を更にステップアップさせたい場合		- 省エネ最適化診断実施後、更に深掘した診断ニーズがある場合に受診可能 - 計測データ等を利用することで、これまで気づかなかったエネルギー利用のムダが見える化	
③ 省エネ診断 Ⅰ ウォークスルー診断 Ⅱ IT診断	省エネお助け隊 または 登録診断機関	Ⅰ ウォークスルー診断 ・指定した設備のみ診断する 設備単位プラン と工場・事業所内の全ての設備を診断する 工場・事業所プラン Ⅱ IT診断 ・データを活用して、効果的な省エネ対策を実施	
④ 省エネ診断 Ⅲ 伴走支援	省エネお助け隊	- 省エネ診断実施後、継続フォローを希望する場合に受診可能 - 診断内容について、要望に沿って対応	

補助対象者

次の**いずれにも該当するもの**とします。

- 市税の滞納がないこと。
- 市内に主たる事業所を有していること。
- 新発田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と社会的関係を有していないこと。
- 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

補助金額等

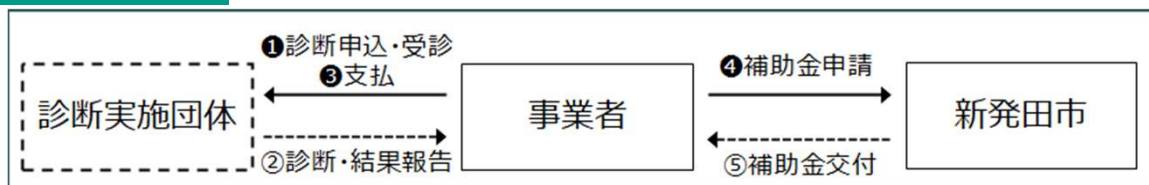
省エネ診断にかかる診断料金の

2分の1（上限1万円）

ただし、消費税、印紙税等の税金及び口座振替手数料は除く。

補助金申請の流れ

省エネ診断受診後、関係書類を添えて申請してください。



提出書類

- 補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- 省エネ診断事業の領収書の写し又は省エネ診断事業の請求書及びその請求金額に対する支払いが確認できる明細書の写し
- 省エネ診断事業で発行される報告書の写し
- 市税の納税証明書
- その他市長が必要と認める書類

申請受付期間

先着順、予算上限に達した時点で終了

令和7年8月1日（金）～令和8年2月27日（金）

申請・問合せ先

〒957-8686
新発田市中心3-3-3
新発田市環境衛生課
TEL：0254-28-9120
✉:kankyoku@city.shibata.lg.jp

詳しくは
市ホームページ
をご覧ください

